

第86回 定時株主総会 招集ご通知

平成29年4月1日～平成30年3月31日

日 時

平成30年6月22日（金曜日）午前10時

場 所

東京都千代田区外神田二丁目16番2号

神田明神 明神会館

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目 次

第86回定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類 3

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

（添付書類）

事業報告 6

計算書類等 41

監査報告書 48

(証券コード 4539)
平成30年5月31日

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目2番3号

日本ケミファ株式会社

代表取締役社長 山 口 一 城

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区外神田二丁目16番2号

神田明神 明神会館

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第86期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第86期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱いいたします。
- （2）議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.chemiphar.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.chemiphar.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第86期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金100円
配当総額363,887,200円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月25日

第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、社外監査役高橋 剛氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

たか はし つよし

高橋 剛 (昭和23年1月28日生)

再 任

社 外

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和48年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）

昭和49年 4 月 橋本法律事務所入所

昭和53年 4 月 高橋法律事務所開設（現在に至る）

平成 6 年 2 月 イヌイ建物株式会社社外監査役

平成18年 6 月 当社社外監査役（現任）

<重要な兼職の状況>

弁護士

所有する当社株式数	1,656株	在任年数	12年	取締役会及び監査役会への出席状況（平成29年度） 取締役会：100%（13回／13回） 監査役会：100%（17回／17回）
-----------	--------	------	-----	--

社外監査役候補者とした理由

高橋剛氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての長年の経験を通じて培われた法令に関する専門知識を有し、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できるためであります。また、高橋剛氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者である高橋剛氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同証券取引所に対して独立役員として届け出ております。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は次頁に記載のとおりです。
3. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、候補者は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本議案が原案のとおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
4. 上記株式数は、平成30年3月31日現在の株式数に、平成30年4月30日現在の役員持株会における保有持分を加算しております。

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者¹又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者²にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者³又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先³又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産⁴を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成⁵を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事、その他の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関⁶又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループの主要株主⁷又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間に於いて上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者⁸に限る）の近親者等⁹

- * 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む
- * 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
- * 3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
- * 4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、年間1,000万円又は当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
- * 5 一定額を超える寄附又は助成とは、直近事業年度における、年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう
- * 6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう
- * 7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう
- * 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
- * 9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

以 上

(添付書類)

事業報告

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第86期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、企業の設備投資や輸出の増加基調が継続したことに加え、良好な雇用環境の下で個人消費についても緩やかな持ち直しが見られ、期間を通して回復基調が続きました。また、海外経済も同様に景気の回復傾向が続きましたが、北朝鮮情勢をめぐる地政学的リスクが度々高まったことや、米国トランプ政権に代表される保護主義的な政策の台頭により、先行きには不透明感が広がっています。

医薬品業界につきましては、平成29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」の中で、薬価制度の抜本的改革が盛り込まれました。これを受け、中央社会保険医療協議会で議論が進められ、平成30年4月に実施された薬価改定において、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度や新薬のイノベーション評価、長期収載品及びジェネリック医薬品の薬価算定方式などの項目について新たな仕組みが取り入れられることとなりました。なお、毎年薬価調査・毎年薬価改定につきましては、その対象範囲を平成32年度中に設定することとして引き続き検討が行われています。

このような環境下で、当社グループは引き続き「信頼できるジェネリック医薬品」の普及に貢献するべく、ジェネリック医薬品の高品質維持と安定供給確保、並びに生産性及び効率性の向上に資する施策を一層推し進めてまいりました。

また、ジェネリック医薬品事業と並行して取り組んでいるミッション、「高尿酸血症領域」や「自社開発創薬」に関しましても、複数の開発品目において、それぞれの試験が順調に進展しております。当社グループはまだ十分な治療薬がない病気に苦しむ患者さんのために、画期的な自社創薬の開発に取り組んでいます。

以下、事業別の概況と活動内容についてご報告いたします。

【医薬品事業】

1) 医療用医薬品

①ジェネリック医薬品

当期においては循環器官用薬の「テルミサルタン錠」や「ロスバスタチン錠」「オルメサルタン錠」など5成分16品目を発売いたしました。

販売面では、ジェネリック医薬品市場の拡大は続いたものの、市場規模が大きな品目を中心にジェネリック医薬品への置換率が政府目標に近づいており、従前に比べて置換速度が鈍化しつつあることに加え、オーソライズド・ジェネリックの台頭や価格競争の激化などの影響を受けて、市場の競争環境は厳しいものとなりました。

当社においても、製剤的優位性がある製品やオンコロジー領域などで売上が好調な製品がある反面、特に近年発売した製品では競争激化の影響を受けて苦戦を強いられました。また、同業他社向けの販売である導出売上についても、同じく競争環境の厳しさから既存導出先の発注が思うように伸びず前期比減収となっています。

一方、子会社である日本薬品工業株式会社（以下、日本薬品工業）では、当期に他社からの製品承継や販売移管を行ったことで、新たな販路を獲得することができました。

②主力品

主力品であるアルカリ化療法剤「ウラリット-U配合散・同配合錠」（以下、ウラリット）につきましては、ジェネリック医薬品への置き換えが進んでおりますが、ウラリットのジェネリック医薬品で日本薬品工業が販売する「クエンメット」と合わせ、クエン酸塩製剤市場のシェア9割を確保しております。

かかる状況において、これまで実施してきた痛風及び高尿酸血症における酸塩基平衡改善の重要性の啓発活動に加え、近年、高尿酸血症や代謝性アシドーシスが慢性腎臓病を進展させること及びアシドーシスに対するアルカリ化療法による慢性腎臓病の進展抑制効果等の報告が増加していることを踏まえ、更なるアルカリ化療法剤投与の重要性に関して普及活動を強化してきました。

③海外販売

海外での販売につきましては、当期末時点で韓国、タイ、中国・香港において6品目の承認を取得し、5品目を販売しております。加えてASEANと中国・香港を中心に数品目を申請及び申請の準備を行いました。

以上の結果、ジェネリック医薬品の売上高は前期比3.1%の増収、ウラリットをはじめとする主力3品目の売上高は11.7%の減収となり、医療用医薬品全体では2.0%の増収となりました。

なお、医療用医薬品の薬効別の売上高比率は、循環器官用薬及び呼吸器官用薬32.0%、消化器官用薬18.3%、ウラリットなどの代謝性医薬品16.5%、神経系及び感覚器官用薬9.1%、病原生物用薬6.2%、腫瘍用薬3.4%、その他の医薬品14.5%となっています。

④研究開発

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、AMED）の支援を受け、当社と九州大学が共同で開発を進めている「NC-2600」（P2X4受容体アンタゴニスト）は、世界で初めてグリア細胞をターゲットとした神経障害性疼痛治療薬であり、当上期にフェーズⅠ試験を終了し、その後データの解析を行いながら早期の導出を目指し、国内外複数のメーカーに対し導出活動を実施しています。

また、当社と筑波大学、国立精神・神経医療研究センター、北里研究所の4者により共同研究を行ってきた抗うつ・抗不安薬「NC-2800」（オピオイドδ受容体アゴニスト）についても、同じくAMEDの支援を受けながら、当期に非臨床試験を進めてまいりました。平成30年1月には、これまでの研究成果により、その新たな作用機序に基づく情動調節薬としての期待や、既存の抗うつ・抗不安薬の抱える問題を克服しうる可能性などが認められ、AMEDの新規事業である「医療研究開発革新基盤創成事業（以下、CiCLE）」に採択されました。これにより、今後も最長で9年間の支援を受けることができるようになりました。

さらに、当社グループの3つのミッションの1つである高尿酸血症の治療薬として開発を進めている尿酸降下薬については、当期において「NC-2500」（キサンチンオキシドリダクターゼ阻害薬）のフェーズⅠ試験を終了し、NC-2500に続く新規の尿酸降下薬として開発を行っている「NC-2700」（URAT1阻害薬）についても非臨床試験を終えて、ともにデータの取りまとめを行うとともに、他社への導出活動を開始しております。

一方、「ソレトン錠80」（以下、ソレトン）については、日本医師会治験促進センターの支援を得て、金沢大学附属病院が中心となり、腱滑膜巨細胞腫に対する医師主導型の治験がスタートしました。また、「カルバン錠25・50・100」（以下、カルバン）についてもスペインのSOMバイオテック社により、ハンチントン病等の運動性疾患を対象としたフェーズⅡ試験を行うことが発表されています。このように、当社は新薬開発に力を入れるとともに、ソレトン及びカルバンを含む主力品の新たな可能性を開くために外部と協力しながら開発を続けています。

⑤生産体制

グループ全体の生産能力増強及び製造コスト削減を目的として、日本薬品工業の子会社であるNippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.（以下、NC-VN社）が建設しておりましたベトナム工場は、平成29年3月に建物の引渡しを受けた後、当期に設備の実装などを進め、同年9月にベトナムの政府要人をはじめとした関係者列席のもと竣工式を執り行いました。現在は試作品の生産に加え、各種の薬事手続や現地従業員の採用と教育などを行っており、平成30年度下期の商業生産開始に向けた準備が順調に進捗しています。

一方、国内においては安定供給体制の更なる強化を目指し、平成29年10月より大塚倉庫株式

会社と西日本エリアの物流における業務提携を開始いたしました。この提携により従来の物流センター（埼玉県春日部市）に加えて、西日本（兵庫県神戸市）に二拠点目の物流センターを確保することができ、災害時の迅速な対応や、四国・九州地区への配送時間の大幅短縮などが可能となっています。

2) 臨床検査薬

自社開発のアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミファ』」及び測定機器の「DiaPack3000」について、海外に広くネットワークを有する国内企業と協力し、ASEAN、中国、欧州などでマーケティング活動を行ってまいりました。また、企業と製品の知名度向上策として、専門学会等での出展や学会発表も積極的に行いました。

以上により、医薬品事業全体の売上高は34,279百万円（前期比0.8%減）、営業利益は1,817百万円（前期比35.2%減）となりました。

【その他】

受託試験事業、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業である「その他」の事業では、受託試験事業の競争環境が厳しい中、受注は堅調に推移しましたが、翌期以降に試験終了となる案件があることなどから、売上高は1,051百万円（前期比7.6%減）となり、営業利益は30百万円（前期比0.5%減）となりました。

以上の結果、当期の各セグメントを通算した業績は、連結売上高が35,331百万円（前期比1.0%減）、連結営業利益が1,848百万円（前期比34.8%減）、連結経常利益が1,696百万円（前期比40.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が1,160百万円（前期比43.5%減）となりました。

2. 事業別売上高

事業の種類別セグメント	前 期 第 85 期	当 期 第 86 期	増 減 額	増減率
医 薬 品 事 業	34,551百万円	34,279百万円	△272百万円	△0.8%
そ の 他	1,137百万円	1,051百万円	△86百万円	△7.6%
合 計	35,689百万円	35,331百万円	△358百万円	△1.0%

(注) 売上高は、セグメント間の売上高を相殺しております。

3. 医薬品事業の売上高

(当社グループ)

区 分	金 額	構 成 比 率
循 環 器 官 用 薬 及 び 呼 吸 器 官 用 薬	10,070百万円	32.0%
消 化 器 官 用 薬	5,760百万円	18.3%
代 謝 性 医 薬 品	5,185百万円	16.5%
神 経 系 及 び 感 覚 器 官 用 薬	2,850百万円	9.1%
病 原 生 物 用 薬	1,944百万円	6.2%
腫 瘍 用 薬	1,070百万円	3.4%
そ の 他 の 医 薬 品	4,544百万円	14.5%
医療用医薬品計	31,423百万円	100.0%
その他の売上高	2,856百万円	—
医薬品事業合計	34,279百万円	—

4. 財産及び損益の状況の推移

(当社グループ)

区 分	平成26年度 第 83 期	平成27年度 第 84 期	平成28年度 第 85 期	平成29年度 第 86 期 (当連結会計年度)
売 上 高	35,118百万円	35,602百万円	35,689百万円	35,331百万円
経 常 利 益	3,217百万円	2,945百万円	2,849百万円	1,696百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,899百万円	1,961百万円	2,054百万円	1,160百万円
1 株 当 た り 当期純利益金額	474.49円	499.12円	530.02円	315.28円
総 資 産	41,428百万円	43,644百万円	47,002百万円	46,814百万円
純 資 産	15,626百万円	16,041百万円	17,355百万円	17,487百万円
1 株 当 た り 純 資 産 額	3,900.05円	4,099.74円	4,548.80円	4,859.86円

(注) 平成28年10月1日に普通株式10株につき1株の割合での株式併合を実施したため、第83期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額、1株当たり純資産額を算定しております。

(当社)

区 分	平成26年度 第 83 期	平成27年度 第 84 期	平成28年度 第 85 期	平成29年度 第 86 期 (当事業年度)
売上高	29,391百万円	30,528百万円	30,333百万円	29,867百万円
経常利益	1,244百万円	1,436百万円	1,289百万円	769百万円
当期純利益	762百万円	1,049百万円	1,079百万円	748百万円
1株当たり当期純利益金額	188.76円	264.49円	275.56円	201.11円
総資産	33,751百万円	34,887百万円	34,958百万円	35,091百万円
純資産	11,286百万円	11,323百万円	11,608百万円	11,191百万円
1株当たり純資産額	2,789.70円	2,865.03円	3,007.63円	3,071.60円

(注) 平成28年10月1日に普通株式10株につき1株の割合での株式併合を実施したため、第83期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額、1株当たり純資産額を算定しております。

5. 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はございません。

6. 設備投資の状況

該当事項はございません。

7. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

8. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

9. 吸収合併または吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

10. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

11. 対処すべき課題

当社グループは「医薬品を中核としたトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献することを経営理念とし、国内外において存在価値のある企業グループとして発展することを目指しております。この経営理念の下、当社はグループの経営課題としてかねてより以下の3つのミッションを掲げております。すなわち、

- i) ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスを確立する
- ii) ウラリットを核として高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指す
- iii) 自社開発創薬により社会に貢献する

さらに、将来にわたる当社グループの成長持続のためには、国内のみならず海外での事業拡大が不可欠と考えており、平成27年度からは

- iv) 海外の事業基盤確立

を「3つのミッションプラス1」として加え、これらの達成を経営戦略の中心に据え、日々事業に取り組んでいます。

他方、今後も薬価改定が想定されること、特に平成32年以降は毎年の薬価改定が予定されていることや、オーソライズド・ジェネリックの浸透などにより、今後のジェネリック医薬品市場の収益環境はかつてなく厳しい状況になることが予想されます。このような事業環境の変化を受け、将来にわたる当社グループの企業価値の持続的拡大のために、一層の経営効率化を推進してまいります。

具体的な当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

【販売】

1) ジェネリック医薬品

前述の環境変化に対応するため、当社では医療機関や製品ごとの戦略を見直すとともに、これまで以上に効率性を重視したMR活動の実施や子会社における販売チャネルの拡大などにより、ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスを維持していきます。また、オンコロジー領域においても品揃えの充実を図るとともに、引き続きがん診療連携拠点病院を中心に質の高い情報提供を行ってまいります。

2) 主力品

ウラリットに関しましては、腎臓内科、泌尿器科、代謝系内科などの専門医から得られた痛風・高尿酸血症における酸性尿の改善及びアシドーシスの酸塩基平衡改善の重要性を示すデータを活用しながら、医師・薬剤師などの医療関係者はもとより、患者さんへの有用な情報の発信をこれまで以上に強化し、引き続き同薬による痛風・高尿酸血症における尿アルカリ化療法の啓発、認知向上に努めてまいります。

また、ソレトン、カルバンを含めた主力品3品のドラッグリポジショニングを目指した開発も外部と協力しながら推し進め、患者さんと医療機関のニーズに応えていきたいと考えています。

3) 海外販売

海外においては、ASEAN、中国・香港などで早期に販売承認を得るとともに、申請準備段階にある品目についてもなるべく早く申請手続きに入り、品目数の拡大を図ってまいります。同時に、各地域における信頼できるパートナーの発掘にも尽力し、展開エリアを拡大していきます。また、当面は日本国内向けの製造拠点としてベトナムで事業展開するNC-VN社ですが、将来的にはアジア地区の営業拠点としても機能できるようにしてまいります。

【研究開発】

新薬の研究開発については、領域を絞り込み、かつその領域の第一人者との共同研究を推進することを基本方針としています。そのうえで探索研究に重点を置き、その成果を早期段階で導出することで、開発上のリスクを軽減しつつ効率的に開発を進めていきます。

まず、平成29年度にフェーズⅠ試験が終了したNC-2600につきましては、フェーズⅠ試験の結果を用いて導出活動を行っており、また、AMEDのCiCLEに採択されたNC-2800については、非臨床試験の結果をまとめフェーズⅠ試験へ移行すべく準備を実施しつつ、精神疾患領域に強い会社への導出活動を進めております。同じく、平成29年度にフェーズⅠ試験が終了したNC-2500と非臨床試験が終了したNC-2700についても、引き続き高尿酸血症領域での薬剤特性などをアピールし導出活動を進めてまいります。

ジェネリック医薬品の研究開発につきましては、開発の迅速化・効率化を図るべく、自社開発体制を強化するとともに、子会社の日本薬品工業及び他社との共同開発にも積極的に取り組み、品揃えの強化を進めていきます。また、他社競争優位性のある品目の開発や原薬のコスト低減などにも取り組んでまいります。

【生産体制】

NC-VN社ベトナム工場の本格稼働後の当社グループの生産能力は、日本薬品工業つくば工場3号棟完成前（平成26年6月）の9億錠から20億錠へと引き上げられます。このNC-VN社ベトナム工場では、製造コストを日本で製造するより約3割程度低減することを目指し、平成30年度中の商業生産開始に向け、各種の薬事手続や現地人材の採用と教育など、あらゆる面で準備を進めてまいります。

当社グループはこのように安定供給能力の強化と製造原価の低減に向け、既成概念や他社の戦略にとらわれず、これからもチャレンジを続けてまいります。

【品質保証】

製造品目数や生産能力の拡大に伴い、従来以上に扱う製剤及び原薬に対する品質管理の重要性が増しております。今後も日本薬品工業及びNC-VN社と連携のうえ、国内外の製剤及び原薬製造所への査察を強化し、自社製販品のみならず、導入品も含めた品質の確保に努めてまいります。

【ダイバーシティ】

平成28年4月より「女性活躍推進法」が施行され、社会全体で女性の活躍を支援する取り組みがスタートしました。当社においても、従来取り組んできたワークライフバランスの改善に加えて、女性活躍推進の具体的目標を定め、女性のキャリア継続やキャリアアップのための環境整備や施策を引き続き検討・実施してまいります。

また、女性の活躍のみならず、性別、年齢、国籍、障害の有無、キャリアや働き方などに対する価値観が異なる人材が、その個性や能力を十分に発揮することが会社の成長に繋がるという認識のもと、ダイバーシティ推進を重要な経営課題の一つと位置づけ、多様な人材がやりがいをもって継続して働くことができる環境構築を目指します。

12. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日 本 薬 品 工 業 株 式 会 社	160百万円	100.0%	医 薬 品 の 製 造 ・ 販 売
株式会社化合物安全性研究所	250百万円	100.0%	安 全 性 試 験 の 受 託 等
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.	10,500千米ドル	100.0%	医 薬 品 の 製 造

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(3) 企業結合の経過

該当事項はございません。

(4) 企業結合の成果

該当事項はございません。

13. 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

医薬品及び臨床検査薬等の製造・販売

医薬品等の安全性試験の受託

健康食品等販売

14. 主要な営業所等（平成30年3月31日現在）

(1) 当社の主要な営業所等

本社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
札幌支店	〒060-0007	北海道札幌市中央区北七条西13-9-1 塚本ビル7号館7階
仙台支店	〒980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア18階
東京支店	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
横浜支店	〒231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3 三井住友海上横浜ビル9階
関越支店	〒331-0812	埼玉県さいたま市北区宮原町2-110-12 リラ第3ビル2階
名古屋支店	〒460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内1-15-20 ie丸の内ビルディング5階
大阪支店	〒550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1 江戸堀センタービル15階
広島支店	〒730-0856	広島県広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル3階
福岡支店	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-35 博多プライムイースト4階
創薬研究所	〒341-0005	埼玉県三郷市彦川戸1-22
物流管理センター/ 東日本物流センター	〒344-0122	埼玉県春日部市下柳588 (丸天運送東日本物流センター内)
西日本物流センター	〒651-1516	兵庫県神戸市北区赤松台1-2-63 (大塚倉庫株式会社西日本ロジスティクスセンター内)

(2) 主要な子会社

日本薬品工業株式会社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
株式会社化合物安全性研究所	〒004-0839	北海道札幌市清田区真栄363-24
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.		ベトナム社会主義共和国ビンズン省

15. 従業員数（平成30年 3月31日現在）

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	725名（ 152名）
その他	57名（ 22名）
全社（共通人員）	34名（ 2名）
合計	816名（ 176名）

- （注） 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、嘱託及び臨時従業員数であります。

16. 主要な借入先（当社）（平成30年 3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,484 百万円
株式会社あおぞら銀行	1,390 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行（注）1	1,268 百万円
株式会社みずほ銀行	933 百万円
株式会社横浜銀行	928 百万円
三井住友信託銀行株式会社	725 百万円
株式会社東京都民銀行（注）2	724 百万円
株式会社日本政策投資銀行	540 百万円
株式会社北陸銀行	425 百万円
日本生命保険相互会社	349 百万円

- （注） 1. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年 4月 1日付の商号変更により、株式会社三菱UFJ銀行となっております。
2. 株式会社東京都民銀行は、平成30年 5月 1日付の合併により、株式会社きらぼし銀行となっております。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数15,400,000株
2. 発行済株式の総数4,261,420株（自己株式622,548株を含む）
3. 当期末株主数4,674名（前期比177名減）
4. 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ジャパンソファルシム株式会社	714 千株	19.6 %
豊島薬品株式会社	242 千株	6.6 %
日本生命保険相互会社	144 千株	3.9 %
今村均	126 千株	3.4 %
山口一城	103 千株	2.8 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	85 千株	2.3 %
GOVERNMENT OF NORWAY	77 千株	2.1 %
株式会社東京都民銀行(注)3	75 千株	2.0 %
フクダ電子株式会社	73 千株	2.0 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	67 千株	1.8 %

(注) 1. 当社は、自己株式622千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社東京都民銀行は、平成30年5月1日付の合併により、株式会社きらぼし銀行となっております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第3回新株予約権 (平成26年8月5日発行)	第4回新株予約権 (平成29年8月1日発行)
発行決議の日	平成26年6月27日	平成29年6月23日
役員の保有状況	48個 (6名)	52個 (6名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	48個 (6名)	52個 (6名)
うち社外取締役	—	—
うち監査役	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 5,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	払込みを要しない	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき 519,000円	新株予約権1個につき 541,400円
新株予約権の行使期間	平成29年8月6日から 平成32年8月5日まで	平成32年8月2日から 平成35年8月1日まで
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）が当社の役員又は従業員の地位（以下「権利行使資格」）を喪失した場合（ただし、新株予約権者が任期満了又は定年により権利行使資格を喪失した場合を除く。）は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結している新株予約権割当契約に定めるところによります。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

	第4回新株予約権 (平成29年8月1日発行)
発行決議の日	平成29年6月23日
使用人等への交付状況	148個 (51名)
うち当社執行役員	12個 (3名)
うち当社従業員	68個 (34名)
うち当社子会社取締役 (社外取締役を除く)	60個 (10名)
うち子会社従業員	8個 (4名)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 14,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき 541,400円
新株予約権の行使期間	平成32年8月2日から 平成35年8月1日まで
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者 (以下「新株予約権者」) が当社の役員又は従業員の地位 (以下「権利行使資格」) を喪失した場合 (ただし、新株予約権者が任期満了又は定年により権利行使資格を喪失した場合を除く。) は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結している新株予約権割当契約に定めるところによります。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役、監査役及び執行役員の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 代表執行役員社長	やま ぐち かず しろ 山 口 一 城	ジャパンソファルシム株式会社代表取締役
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	くつわ だ まさ のり 轡 田 雅 則	経営全般補佐 リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	こ やま つよし 小 山 剛	医薬営業本部・購買・物流センター・臨床検査薬事業部担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	やま かわ とみ お 山 川 富 雄	開発企画部担当兼創薬研究所長
取 締 役 員 執 行 役 員	やす もと まさ ひで 安 本 昌 秀	管理部・情報システム部・広報室担当兼経営企画部長 株式会社化合物安全性研究所取締役
取 締 役 員 執 行 役 員	はたけ だ やすし 畑 田 康	マーケティング部担当兼GE開発部長 ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役	はたけ やま まさ あき 畠 山 正 誠	弁護士 マックス株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役	はら だ ゆう じ 原 田 裕 司	
常 勤 監 査 役	もり はる き 森 治 樹	
監 査 役	たか はし つよし 高 橋 剛	弁護士
監 査 役	しん どう なお しげ 進 藤 直 滋	公認会計士 パーソルホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）
執 行 役 員	きん めい しん ご 金 明 信 吾	医薬営業本部長兼オンコロジー推進室長
執 行 役 員	なか い とし き 仲 井 俊 樹	メディカルアフェアーズ部担当兼信頼性保証総括部長
執 行 役 員	なか じま しん じ 中 島 慎 司	営業管理センター担当兼管理部長

- （注）1. 平成29年6月23日開催の第85回定時株主総会において、取締役原田裕司氏が新たに選任され、同日付で就任いたしました。
2. 取締役畠山正誠氏及び原田裕司氏は、社外取締役であります。
3. 監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏は、社外監査役であります。
4. 監査役進藤直滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役畠山正誠氏及び原田裕司氏、並びに監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

6. 平成30年4月1日付をもって、前頁記載の取締役、監査役及び執行役員の状況は、次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 代表執行役員社長	やま ぐち かず しろ 山 口 一 城	ジャパンソファルシム株式会社代表取締役
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	くつわ だ まさ のり 轡 田 雅 則	経営全般補佐 リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	こ やま つよし 小 山 剛	特命事項（グループ医薬営業担当） 購買・物流センター・臨床検査薬事業部担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	やま かわ とみ お 山 川 富 雄	開発企画部担当兼創薬研究所長
取 締 役 員 執 行 役 員	やす もと まさ ひで 安 本 昌 秀	管理部・情報システム部・広報室担当兼経営企画部長 株式会社化合物安全性研究所取締役
取 締 役 員 執 行 役 員	はたけ だ やすし 畑 田 康	マーケティング部担当兼GE開発部長 ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役 取 締 役	はたけ やま まさ あき 畠 山 正 誠	弁護士 マックス株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役 常 勤 監 査 役	はら だ ゆう じ 原 田 裕 司	
監 査 役	もり はる き 森 治 樹	
監 査 役	たか はし つよし 高 橋 剛	弁護士
監 査 役	しん どう なお しげ 進 藤 直 滋	公認会計士 パーソルホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）
上 席 執 行 役 員	なか じま しん じ 中 島 慎 司	営業管理センター担当兼管理部長
執 行 役 員	きん めい しん ご 金 明 信 吾	医薬営業本部長兼オンコロジー推進室長
執 行 役 員	なか い とし き 仲 井 俊 樹	メディカルアフェアーズ部担当兼信頼性保証総括部長

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役	8名	158百万円
監 査 役	3名	30百万円
合 計	11名	189百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（59百万円）は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度中に増加した役員退職慰労引当金繰入額22百万円（取締役20百万円、監査役2百万円）を含めております。
3. 取締役の報酬等の額は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額1百万円を含めております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額27百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 上記4.とは別枠で、ストック・オプションとして取締役に付与する新株予約権に関する報酬等の限度額は、平成29年6月23日開催の第85回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

地 位	氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取 締 役	畠 山 正 誠	マックス株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役	原 田 裕 司	該当事項なし
監 査 役	高 橋 剛	該当事項なし
監 査 役	進 藤 直 滋	パーソルホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 社外役員が兼職している他の法人と当社の間には特別の関係はありません。
2. 社外取締役畠山正誠氏は、平成30年6月28日付でマックス株式会社の社外取締役を退任予定です。

(2) 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	取締役会及び監査役会における 発言その他の活動状況
取 締 役	畠 山 正 誠	13回／13回 (100%)	—	主として弁護士としての専門的な知見も踏まえて当社の経営全般に対し意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	原 田 裕 司	10回／10回 (100%)	—	金融機関やメーカー等における経営及び海外事業に関する豊かな業務経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	高 橋 剛	13回／13回 (100%)	17回／17回 (100%)	主として弁護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	進 藤 直 滋	13回／13回 (100%)	17回／17回 (100%)	主として公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 社外取締役原田裕司氏につきましては、平成29年6月23日就任後の状況を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役畠山正誠氏及び原田裕司氏、並びに社外監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	支 給 人 数	報酬等の総額
社 外 役 員 の 報 酬 等 の 総 額	4名	20百万円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	37百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額につきまして、同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合、その事実に基づき監査役会は当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすべきかどうかを審議します。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき平成18年5月12日開催の取締役会において内部統制基本方針を制定し、その後、社会情勢の変化に鑑み、適宜改正しております。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- i) 日本ケミファ法令等遵守行動基準を定め、当社の役員・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって当社の役員・使用人の教育等を行う。
 - ii) 社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、必要に応じて取締役会に報告されるものとする。

iii) 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、常勤監査役、法令等遵守担当役員、法令等遵守推進委員会事務局、及び社外監査役、顧問弁護士等の中から法令等遵守推進委員会が定める1人又は複数の者宛てのホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- i) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他各種の記録及び書面文書（以下、「文書」という。）に記録し、保存する。
- ii) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。
- ii) リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定め、当社のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は当社のリスク管理について、定期的に取り締役に報告する。
- iii) コンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会及び情報セキュリティ委員会が所管する。
- iv) 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役会は経営方針及び中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する経営目標を定める。
- ii) 経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。
- iii) 執行役員会議は定期的に、各執行役員の目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。
- iv) 執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針及び中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は随時見直す。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) 子会社に対して、職務執行に係る事項について定期的に報告させるとともに、必要の都度、その報告を求めることができる。
 - ii) リスク管理委員会で、当社及び子会社（以下、「日本ケミファグループ」という。）のリスクを総合的に管理するとともに、子会社毎に担当執行役員を任命し、担当子会社がコンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクも含めたリスク管理体制を構築するよう指導する。
 - iii) 企業集団としての事業活動を行うために必要な基本事項をグループ管理規程に定め、その適切な運用により、子会社取締役の職務の執行の効率性の向上を図る。
 - iv) 子会社に日本ケミファ法令等遵守行動基準を適用し、法令等遵守推進委員会がグループ全体のコンプライアンス・リスクを管理する体制とし、また、「Nippon Chemiphar Hot Line」を子会社の使用人が利用できるように運営する。
 - v) 日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - vi) 内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施又は統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - vii) 監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 監査役は、内部監査部門の使用人あるいはその業務を行うに適切な部署の使用人を補助者（以下、「補助者」という。）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ii) 補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。
 - iii) 補助者が、監査役の監査業務に関する命令を受けたときは、専らその指揮命令に従うものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i) 日本ケミファグループの役員・使用人は、法定の事項、日本ケミファグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。
 - ii) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、監査役会との協議により決定する。
 - iii) 日本ケミファグループは、監査役会へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- i) 日本ケミファグループの財務報告の信頼性を確保するため、全社統制及び業務プロセスにおける文書化など体制整備を進める。
 - ii) 構築した体制を運用し、その評価及び改善を適宜行い、財務報告の重要な事項に誤りが発生するリスクを低減することに努める。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- i) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとかわりのある企業、団体とはいかなる関係も持たない旨を日本ケミファ法令等遵守行動基準に定め、日本ケミファグループの役員・使用人全員に周知徹底する。
 - ii) 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士などと緊密に連携を取り、組織全体としてすみやかに対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守推進委員会を定期的に開催し、内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の利用状況の報告や法令等遵守行動基準に関連する事項の検討、社内規程整備状況の確認、教育啓発活動等を実施しており、これらの実施状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。同委員会には社長室内部監査課がオブザーバーとして参加しており、両組織の連携によりコンプライアンスの実効性が確保されています。

また、独立社外取締役2名及び独立社外監査役2名が連携し、主に取締役会における発言が積極的に行なわれる機会を設けることで、監督・監査機能を強化しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に基づき、株主総会や取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書、会計書類その他取締役の職務の執行に係る文書は、その種類ごとに定められた保存期間、適切に保存・管理されており、取締役及び監査役は常時閲覧できます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき定期的に開催するリスク管理委員会では、各責任部署（子会社を含む）が抽出したリスクについて対応状況のモニタリングを行なうことでリスク低減に努めており、この活動状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。なお、コンプライアンスに関するリスクについては上述のとおり、同委員会の下部組織として設置されている法令等遵守推進委員会が、情報セキュリティに関するリスクについては、同様の位置付けの情報セキュリティ委員会が所管しており、この活動状況も同時に取締役会及び執行役員会議に報告されています。また、この2つの委員会にも社長室内部監査課はオブザーバーとして参加しており、リスク管理の実効性確保に寄与しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

14ページに記載の「3つのミッションプラス1」を経営方針とし、この経営方針を具体化する方策として、取締役会は3ヶ年の中期経営計画を策定しています。各執行役員は同計画遂行に向けて1年ごとに担当部門の事業計画を作成し、執行役員会議でその進捗状況が適宜レビューされています。このレビューを総括することにより現中期経営計画は毎年ロールオーバーされる仕組みとなっています。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づいて四半期ごとに関係会社代表者会議が開催され、当社グループ間取引も含めた子会社の事業運営に関する重要な事項について適宜情報交換や協議が行われています。

当社監査役は、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通や情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社へ赴き事業及び財産の状況を調査しています。

また、子会社は当社リスク管理委員会及びその下部委員会、当社の担当執行役員、社長室内部監査課による複合的な統制によってその業務の適正が確保される体制となっています。なお、子会社の使用人が「Nippon Chemiphar Hot Line」を利用できる旨周知徹底されています。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する監査役付という職制を設け、補助業務については会社ではなく監査役の指揮命令に服すること、監査役付の人事異動等については監査役の意見を尊重することにつき、監査役会規則に則った運用がなされています。

⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会や執行役員会議等の重要な会議（重要な子会社の取締役会を含みます。）に出席し、取締役、主要な部門長、子会社の取締役等から業務の執行状況を聴取するほか、それらの者は監査役に対し、適宜業務執行状況を報告しています。

常勤監査役及び社外監査役の1人（弁護士）は、当社内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の通報先に指定されており、企業活動全般における不正や懸念事項について直接通報を受ける体制が構築されています。この場合、通報者が通報したことにより不利益を受けることがないことを内部通報規程が保障しています。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役監査基準に従い、監査の実効性を確保するために監査役職務の執行上必要と見込まれる費用については予算を計上しており、計上された予算執行は原則的に拒絶されません。緊急又は臨時に拠出した費用につきましては、法令に則って会社が前払い又は償還をしています。なお、監査役は監査費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意しています。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施しています。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
全社統制及び業務プロセスにおける文書化については、社長室内部監査課が年間計画に基づいて整備・運用状況の評価を実施し、その状況は定期的に、取締役会及び監査役会で報告されています。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
反社会的勢力とはいかなる関係も持っていません。また、加盟する公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会と連絡を密にすることにより、関係情報収集に努めています。

6. 当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は①新薬メーカーならではの高品質なジェネリック医薬品開発力、安定供給（製造・販売）体制及び情報提供体制、②ウラリットを核にした高尿酸血症領域での専門知識、経験及びノウハウ、③開発コストの低減と開発スピードの向上を企図し探索機能に特化したベンチャー型創薬研究体制、及び④創業後65年をかけて培った医療関係者からの信頼です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画による取組み

当社は、近年ますますスピードが増している経済環境や制度の変化にタイムリーに対応すべく、3ヶ年の中期経営計画を毎年ロールオーバーしております。この中期経営計画においては、当社が従前取り組んでまいりました3つのミッション、①ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、②ウラリットを核として高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指すこと、③自社開発創薬により社会に貢献する取組みを継続・強化するとともに、これらの成果をベースに海外に展開することを掲げております。

まず、ジェネリック医薬品事業につきましては、目まぐるしく変化する制度環境に対応し、市場におけるプレゼンスを維持するためには、「量」よりも「質」を追求し、開発、製造、販売にわたるサプライチェーン全体を強化することが不可欠であると考えております。このような方針のもと、知財部門を含む開発体制の強化、日本薬品工業株式会社つくば工場の最新鋭製造棟や今秋に商業生産を開始する予定のNC-VN社ベトナム工場の活用による生産体制強化など、今後とも同事業の高品質化、効率化を推進してまいります。また、営業面では、これまでと同様にDPC病院を中心とした処方元への営業活動を引き続き強化していくとともに、新規取引販路の拡大に努めてまいります。

次に、高尿酸血症領域での取組みに関しましては、尿アルカリ化剤による慢性腎臓病進展抑制等の臨床研究を支援し、これを販売実績の拡大に結び付けるべく取り組んでまいります。また、高尿酸血症治療薬候補「NC-2500」はフェーズⅠ試験を終了し、NC-2500に続く新規の尿酸降下薬として開発を行っている「NC-2700」についても前臨床試験を終了し、それぞれ導出活動を開始しております。

最後に、創薬につきましては公的資金の対象となった複数の有望な研究テーマのうち、神経障害性疼痛治療薬候補「NC-2600」についてはフェーズⅠ試験が終了し、前述の「NC-2500」や「NC-2700」と合わせて早期導出に向けた活動を推進しております。また、抗うつ剤・抗不安薬候補「NC-2800」についてはAMEDにより新たに大型委託研究費（CiCLE）を獲得し、開発を継続しています。これらに加えて主力品のドラッグリポジショニングなどにも取り組んでおり、研究開発体制の強化・効率化を進めながら今後も自社創薬への投資を継続してまいります。

これらの成果を踏まえ、将来にわたる当社グループの持続的成長のために、今年度秋より計画通りに商業生産を開始する予定のNC-VN社ベトナム工場建設をはじめ、ASEAN、中国・香港を中心とする海外の事業基盤の強化にも取り組んでまいります。

当社は、これらのミッションに一貫して継続的に取り組むことが、国内外の医薬品業界を取り巻く環境や制度変更への対処を可能とし、当社の企業価値、すなわち、株主共同の利益を維持・拡大する最良の方策であると考えます。

② コーポレート・ガバナンスの強化

また、当社は、企業価値・株主共同の利益を維持・拡大させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを強化・充実し、また、株主の皆様、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めるとともに公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。

その具体化の一端として、当社は、経営機能を「意思決定機能・監督機能」と「業務執行機能」とに分離し、前者を独立性の高い社外取締役2名を含む取締役（会）に、後者を執行役員（会議）に権限委譲する執行役員制度を導入するとともに、監査役会設置会社として独立性の高い社外監査役2名を含む監査役の監査により経営の透明性・公正性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。

社外取締役及び社外監査役は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の恐れのない独立役員です。当社は、いずれの社外役員についても東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じて内部管理体制の強化にも努めております。具体的には、内部統制に関する基本方針や法令等の遵守のための行動基準などに基づいた健全な企業活動を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

これらの取組みにより株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係をより一層強固なものにし、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対抗策（買収防衛策）について、平成19年に導入した内容、並びに平成22年及び平成25年に改定された内容を一部再改定して更新することを上程し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、再改定後のプランを「本プラン」といいます。）。本プランの内容の概要は次のとおりであります。なお、本プランの内容の詳細は当社ホームページ（<http://www.chemiphar.co.jp/ir/d2sqce0000000wjp-att/d2sqce0000004719.pdf>）に掲載しております。

① 目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、もしくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

i) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

ii) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

iii) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（以下かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

iv) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

v) 情報開示

上記 i)ないし iv)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

③ 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、第84回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、i)当社の株主総会において第84回定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得の手続を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。）。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

将来にわたる当社グループの持続的成長のため3つのミッションプラス1を中心とした各種取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされているなど株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (平成30年 3月31日)	(ご参考) 前 期 (平成29年 3月31日)	科 目	当 期 (平成30年 3月31日)	(ご参考) 前 期 (平成29年 3月31日)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	28,334	29,009	流 動 負 債	14,914	14,939
現 金 及 び 預 金	7,969	8,169	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,765	1,761
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	8,438	9,886	電 子 記 録 債 務	5,709	5,547
電 子 記 録 債 権	5,101	4,353	短 期 借 入 金	476	496
商 品 及 び 製 品	4,164	4,014	1年内返済予定の長期借入金	2,455	2,371
仕 掛 品	783	753	リ ー ス 債 務	113	109
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,198	933	未 払 金	189	597
繰 延 税 金 資 産	562	567	未 払 法 人 税 等	276	422
そ の 他	116	330	未 払 消 費 税 等	201	66
固 定 資 産	18,479	17,991	未 払 費 用	2,752	2,614
有 形 固 定 資 産	14,549	14,707	預 り 金	159	81
建 物 及 び 構 築 物	6,241	4,983	返 品 調 整 引 当 金	3	3
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,487	2,010	販 売 促 進 引 当 金	401	448
工 具、器 具 及 び 備 品	376	225	そ の 他	409	421
土 地	5,064	5,448	固 定 負 債	14,412	14,706
リ ー ス 資 産	274	265	社 債	200	200
建 設 仮 勘 定	105	1,774	長 期 借 入 金	11,546	11,737
無 形 固 定 資 産	251	66	リ ー ス 債 務	221	235
特 許 権	34	—	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	443	407
リ ー ス 資 産	9	12	退 職 給 付 に 係 る 負 債	758	948
ソ フ ト ウ ェ ア	187	33	受 入 敷 金 保 証 金	9	9
電 話 加 入 権	20	20	繰 延 税 金 負 債	116	—
投 資 そ の 他 の 資 産	3,678	3,217	再評価に係る繰延税金負債	1,115	1,168
投 資 有 価 証 券	2,901	2,412	負 債 合 計	29,326	29,646
長 期 貸 付 金	3	2	純 資 産 の 部		
長 期 前 払 費 用	337	292	株 主 資 本	14,019	14,243
敷 金 及 び 保 証 金	94	95	資 本 金	4,304	4,304
繰 延 税 金 資 産	11	96	資 本 剰 余 金	1,303	1,303
そ の 他	391	374	利 益 剰 余 金	11,596	10,702
貸 倒 引 当 金	△ 61	△ 57	自 己 株 式	△ 3,185	△ 2,066
繰 延 資 産	1	1	その他の包括利益累計額	3,454	3,102
社 債 発 行 費	1	1	その他有価証券評価差額金	1,150	822
			土 地 再 評 価 差 額 金	2,513	2,633
			為 替 換 算 調 整 勘 定	45	△ 5
			退職給付に係る調整累計額	△ 254	△ 346
			新 株 予 約 権	13	9
			純 資 産 合 計	17,487	17,355
資 産 合 計	46,814	47,002	負 債 純 資 産 合 計	46,814	47,002

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考)
	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日	前 期 自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日
売 上 高	35,331	35,689
売 上 原 価	19,535	19,449
売 上 総 利 益	15,795	16,239
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	13,947	13,403
営 業 利 益	1,848	2,836
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	0
受 取 配 当 金	49	43
固 定 資 産 賃 貸 料	6	13
為 替 差 益	—	19
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	13	13
保 険 配 当 金	16	16
受 取 補 償 金	23	28
受 取 設 備 負 担 金	0	38
そ の 他	21	24
営 業 外 収 益 合 計	132	199
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	133	136
為 替 差 損	114	—
支 払 手 数 料	13	8
そ の 他	23	41
営 業 外 費 用 合 計	284	186
経 常 利 益	1,696	2,849
特 別 利 益		
土 地 売 却 益	80	—
特 別 利 益 合 計	80	—
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,777	2,849
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	649	757
法 人 税 等 調 整 額	△ 32	37
法 人 税 等 合 計	616	795
当 期 純 利 益	1,160	2,054
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—	—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,160	2,054

連結株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,304	1,303	10,702	△ 2,066	14,243
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△ 385	—	△ 385
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	1,160	—	1,160
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△ 1,119	△ 1,119
自 己 株 式 の 処 分	—	△ 0	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	119	—	119
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 0	894	△ 1,118	△ 224
当 期 末 残 高	4,304	1,303	11,596	△ 3,185	14,019

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	822	2,633	△ 5	△ 346	3,102	9	17,355
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△ 385
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	1,160
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△ 1,119
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	119
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	328	△ 119	50	91	351	4	356
当 期 変 動 額 合 計	328	△ 119	50	91	351	4	132
当 期 末 残 高	1,150	2,513	45	△ 254	3,454	13	17,487

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期
	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日
営 業 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	3,188	2,737
投 資 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	△ 1,606	△ 2,504
財 務 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	△ 1,741	787
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	△ 35	△ 70
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 194	949
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 首 残 高	8,084	7,135
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 末 残 高	7,890	8,084

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (平成30年 3月31日)	(ご参考) 前 期 (平成29年 3月31日)
資 産 の 部		
流 動 資 産	21,026	20,867
現 金 及 び 預 金	4,883	3,687
受 取 手 形	207	209
電 子 記 録 債 権	4,908	3,977
売 掛 金	6,824	8,313
商 品 及 び 製 品	3,464	3,574
仕 掛 品	—	38
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	57	183
前 払 費 用	134	160
未 収 入 金	200	301
繰 延 税 金 資 産	339	386
そ の 他	6	33
固 定 資 産	14,065	14,091
有 形 固 定 資 産	5,817	6,257
建 構 物	799	833
機 械 及 び 装 置	7	8
車 両 運 搬 具	58	51
工 具 、 器 具 及 び 備 品	0	0
土 地	95	130
リ ー ス 資 産	4,708	5,092
無 形 固 定 資 産	148	140
特 許 権	66	37
ソ フ ト ウ ェ ア	34	—
リ ー ス 資 産	4	6
電 話 加 入 権	9	12
投 資 其 他 の 資 産	17	17
投 資 有 価 証 券	8,181	7,796
関 係 会 社 株 式	2,789	2,304
長 期 貸 付 金	4,948	4,948
従 業 員 対 する 長 期 貸 付 金	0	0
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2	2
長 期 前 払 費 用	—	118
敷 金 及 び 保 証 金	22	14
そ の 他	88	91
貸 倒 引 当 金	391	373
	△ 61	△ 57
資 産 合 計	35,091	34,958

科 目	当 期 (平成30年 3月31日)	(ご参考) 前 期 (平成29年 3月31日)
負 債 の 部		
流 動 負 債	13,876	13,097
支 払 手 形	47	61
電 子 記 録 債 務	6,333	5,884
買 掛 金	1,567	1,537
短 期 借 入 金	236	256
1年内返済予定の長期借入金	2,285	2,001
リ ー ス 債 務	65	66
未 払 金	124	60
未 払 法 人 税 等	195	309
未 払 消 費 税	97	65
未 払 費 用	2,445	2,322
預 り 金	69	30
返 品 調 整 引 当 金	2	3
販 売 促 進 引 当 金	365	409
設 備 関 係 支 払 手 形	36	83
そ の 他	4	5
固 定 負 債	10,024	10,252
長 期 借 入 金	7,931	8,252
リ ー ス 債 務	129	136
退 職 給 付 引 当 金	212	235
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	356	333
受 入 敷 金 保 証 金	9	9
繰 延 税 金 負 債	268	115
再評価に係る繰延税金負債	1,115	1,168
負 債 合 計	23,900	23,349
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	7,523	8,159
資 本 金	4,304	4,304
資 本 剰 余 金	1,295	1,295
そ の 他 資 本 剰 余 金	1,295	1,295
利 益 剰 余 金	5,019	4,536
利 益 準 備 金	275	237
そ の 他 利 益 剰 余 金	4,743	4,298
繰 越 利 益 剰 余 金	4,743	4,298
自 己 株 式	△ 3,096	△ 1,977
評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,653	3,440
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,140	807
土 地 再 評 価 差 額 金	2,513	2,633
新 株 予 約 権	13	9
純 資 産 合 計	11,191	11,608
負 債 純 資 産 合 計	35,091	34,958

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考)
	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日	前 期 自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日
売 上 高	29,867	30,333
売 上 原 価	17,081	17,179
売 上 総 利 益	12,785	13,153
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,385	12,247
営 業 利 益	400	905
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	1
受 取 配 当 金	378	372
固 定 資 産 賃 貸 料	82	102
保 険 配 当 金	16	16
受 取 補 償 金	23	28
そ の 他	13	19
営 業 外 収 益 合 計	516	541
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	91	110
支 払 手 数 料	11	6
そ の 他	44	41
営 業 外 費 用 合 計	148	158
経 常 利 益	769	1,289
特 別 利 益		
土 地 売 却 益	81	—
特 別 利 益 合 計	81	—
税 引 前 当 期 純 利 益	850	1,289
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	102	142
法 人 税 等 調 整 額	△ 0	68
法 人 税 等 合 計	101	210
当 期 純 利 益	748	1,079

株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計
		そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,304	1,295	237	4,298	△ 1,977	8,159
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	38	△ 424	—	△ 385
当 期 純 利 益	—	—	—	748	—	748
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△ 1,119	△ 1,119
自 己 株 式 の 処 分	—	△ 0	—	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	119	—	119
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 0	38	444	△ 1,118	△ 635
当 期 末 残 高	4,304	1,295	275	4,743	△ 3,096	7,523

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	807	2,633	3,440	9	11,608
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△ 385
当 期 純 利 益	—	—	—	—	748
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△ 1,119
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	119
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	332	△ 119	213	4	218
当 期 変 動 額 合 計	332	△ 119	213	4	△ 417
当 期 末 残 高	1,140	2,513	3,653	13	11,191

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 平 野 洋 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 田 浩 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 平 野 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 浩 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、社長室内部監査課その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社へ赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月16日

日本ケミファ株式会社 監査役会
常勤監査役 森 治 樹 ㊞
社外監査役 高 橋 剛 ㊞
社外監査役 進 藤 直 滋 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 神田明神 明神会館

所 在 地 東京都千代田区外神田二丁目16番2号

電 話 03 (3254) 0753

最 寄 駅 J R 中央線・総武線 御茶ノ水駅（聖橋口） 徒歩5分
山手線・京浜東北線 秋葉原駅（電気街口） 徒歩7分
東 京 丸ノ内線 御茶ノ水駅 徒歩5分 銀座線 末広町駅 徒歩5分
メ ト ロ 千代田線 新御茶ノ水駅 徒歩5分 日比谷線 秋葉原駅 徒歩7分
首都圏新 つくばエクスプレス 秋葉原駅（出口A3）
都市鉄道

お 願 い 駐車場はございませんので、お車での来場はご遠慮願います。

